

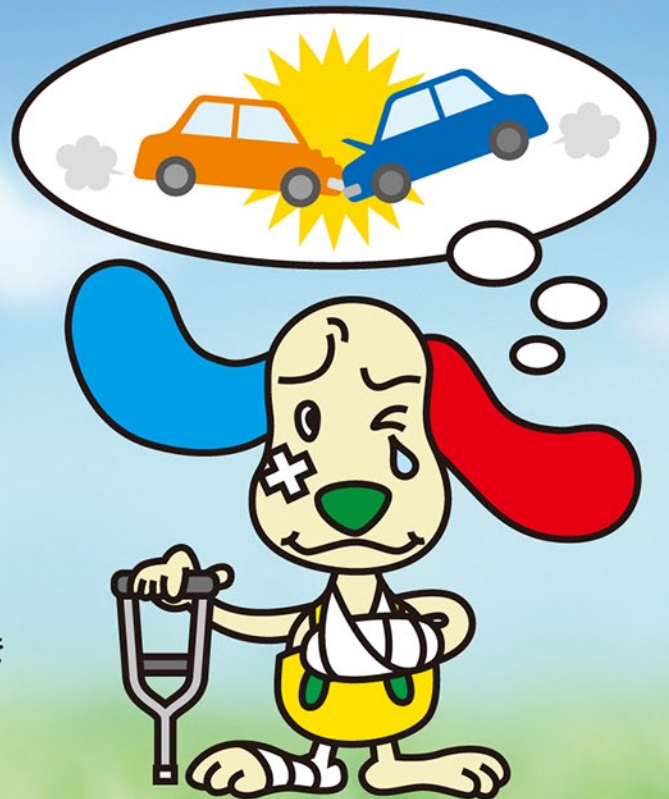
入院見舞金制度 を新設しました!

▶入院見舞金制度?

協会員となられた皆さんが、運転中（同乗者は除く。）に交通事故により30日以上継続して入院治療された場合に、お見舞い金をお支払いする制度です。

▶適用をうけるには

シートベルトまたはヘルメットの着用を前提とします。



このような場合適用されます

- ★ 平成22年8月1日から更新または新しく免許を取得された会員の方で、入会の日から運転免許証の有効期限まで
- ★ 請求先は、あなたのお住まいの地域交通安全協会
- ★ 提出書類は入院証明書、人身交通事故証明書、運転免許証のコピー
- ★ お見舞い金額は30,000円

★適用を除外されるケースもありますので、事前に地域交通安全協会にお問い合わせください。